

# 太田山野営場運用基準

## 太田山野営場の推移

太田山野営場は、昭和40年代初頭、浜松ライオンズクラブが青少年の野外活動推進のため、地元財産区より賃貸して造成されました。

当初、引佐町教育委員会が管理運営に当たっていましたが、その後、スカウト活動の拠点として（旧）浜松地区に管理が移行し、太田山野営場委員会が発足し管理運営の業務に当たりました。

その後、ボーイスカウト浜松連合協議会設立を機に、連合協議会内部に太田山野営場委員会移管され、平成18年度まで委員会活動を実施してきました。

平成19年度より、市町村合併により、浜松市も政令指定都市に生まれ変わり、組織上も大きな変革を余儀なくされました。

2018年（平成30年）天竜・浜北地区が 浜松東地区と統合し、ボーイスカウト浜松連合協議会構成員が 全て 太田山野営場負担団体となったため、2019年度から 改めて太田山野営場委員会を ボーイスカウト浜松連合協議会内部組織として運営して行く。

## 委員会の目的

太田山野営場の維持・運営・資産の管理にあたる事を目的とする。

## 委員会の構成

ボーイスカウト浜松地区・浜松東地区の構成団にてスカウト活動の拠点として、又基本的財産として維持していく。

## 運営役員の構成

**委員長（野営場長）** 1名 太田山野営場長として、目的の全てを統括し責任を持つ。

**副委員長** 6名 委員長を補佐し、役務の分担を持ち運営にあたる。  
当該地区委員長、地区コミッショナー、事務長、が就任し、各地区内の調整を図る。

**委員** **構成団数** 当該構成団から適任者を選任する。

**幹事** 2名 当該地区より財政委員長が従事し、年2回会計監査の任務を付与する。

**会計** 1名 副委員長の1名が会計を担当する。  
会計処理は、委員長の責任に於いて処理・管理する。  
但し、委員長は自らの判断で、会計事務取扱者を置くことが出来る。

## 申込方法

**E-mail**にて申し込むことを原則とするが、FAXにてでも受け付けるものとする。

- 1) 県連・地区主催事業に関しては、利用**開始**月の6ヶ月前より受け付ける。
- 2) 構成団に関しては、利用**開始**月の4ヶ月前より受け付ける。
- 3) その他の団体に関しては、利用**開始**月の3ヶ月前より受け付ける。
- 4) キャンセルは利用予定日の1ヶ月前までは無料にて受け付けますが、1ヶ月以内の場合は1,000円を支払わなければならない。
- 5) 太田山委員会主催事業、県連・地区主催事業に関しては年間スケジュール決定時に委員長責任で予約保留とし仮予約を受け付ける
- 6) 8月の利用に関しては、上記団体の受付開始の次の日に 抽選し利用団体を決定する  
(=構成団の8月利用は 4月2日に抽選する)

## 申込先

別紙利用申込書記載

## 受付処理

申込順にて使用許可書を **E-mail**にて発行する (ただし FAX 申込時には FAX で発行する)

## 鍵管理

1. 構成団には鍵を貸与する。(団内の鍵の管理は団に一任する)
2. 構成団は鍵の使用にさいしては使用許可が受理された場合とし、それ以外は委員会の承認が必要
3. 構成団以外への鍵の受渡は 使用許可書に記述する

## 使用料

利用団体は **E-mail**にて 利用料計算書を送付し 担当の確認後  
すべて利用後1週間以内に、振込みとする (別紙利用申込書記載)  
振込手数料はすべて利用者側の負担とさせていただきます。

## その他

年1回、ボーイスカウト浜松連合協議会総会にて会計報告および利用状況の報告をする。

以上